

議案第十五号

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サ

ビスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例（平成二十五年港区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「看護小規模多機能型居宅介護」を「法第八条第二十三項第一号に規定するもの（第十五条第一項において「看護小規模多機能型居宅介護」という。）」に改める。

第十五条第一項中「複合型サービス（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第十七条の十二に規定する）及び」に限る。）を削る。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（説明）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和六年厚生労働省令第四号）の施行による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部改正を踏まえ、看護小規模多機能型居宅介護に係る根拠規定を変更するため、本案を提出いたします。